

令和2年度社会福祉法人沖縄エンゼル福祉会グッピー保育園重要事項説明書

保育園重要説明事項は、保育・教育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対して、下記の説明を行うことになっています。

- (1) 運営規程の概要 (2) 職員の勤務体制 (3) 利用者負担
(4) その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人沖縄エンゼル福祉会
事業者の所在地	那覇市曙2-21-12
事業者の連絡先	098-861-1931
代表者氏名	理事長 大城進一

(2) 施設の概要

種別	保育所						
名称	グッピー保育園						
所在地	那覇市曙2-21-12						
連絡先	(電話番号) 098-861-1931 (FAX番号) 098-866-9640						
施設長氏名	ウィンフィールドひろみ						
開設年月日	昭和52年4月1日						
利用定員	2号 27名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	合計
	3号 18名	3人	12人	12人	11人	10人	48

園の基本理念・方針	<p>保育園の理念</p> <p>熱帯魚グッピーのように子ども達が変動する社会、環境に適応して生きていけるたくましい力を育む。</p>
	<p>保育園の方針</p> <p>乳幼児の最善の利益を考慮し、倫理観に裏づけされた専門的知識及び技術を備えた上で保育に携わり、家庭及び地域と連携・協働しながら健全育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものしあわせのために職員が心を尽くし、保護者の子育てに寄り添い、支え、見守る。 ・養護と教育が一体となり、子どもが安心して生活でき、豊かな人間性をもった子どもを育成する。 ・職員は、質の高い保育を展開するために研修・自己研鑽に努め、幼稚園、小学校及び関係機関と連携を図りながら連続性のある子どもの育ちを見守る。 ・家庭や地域の保育ニーズを把握し、特別保育事業（延長保育、障がい児保育）などを実施する中で子育てと就労の両立支援に努める。 ・世代間交流、園庭開放、保育参加、育児相談、事実上のコミュニティーセンター的運営を実施する中で地域の子育て世帯を支援する。 ・実習生、ボランティア、就労体験学生、高校教諭研修などの受け入れを積極的に行い、次世代育成支援する。 <p>保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康な子ども ・友達を大切にし、協力できる子ども ・意思表示できる子ども ・自然や命の尊さを知り、大切にする子ども

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	331 m ²
	園庭	194 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート建物 1 階及び 2 階一部
	延べ	243 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	4 室	0 歳児～4 歳児の保育室
調理室	1 室	
事務所	1 室	
多目的室	1 室	医務室を含む

(5) 職員体制 (令和 2 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
保育士	9 人	8 人	1 人	
主任保育士	1 人	1 人		
園長	1 人	1 人		
副園長	1 人	1 人		
調理員	2 人	2 人		
子育て支援員	2 人		2 人	
嘱託内科医	1 人		1 人	曙クリニック
嘱託歯科医	1 人		1 人	たから歯科
嘱託栄養士	1 人		1 人	岸本弘子

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分～午後 18 時 00 分 (11 時間)
	保育短時間	午前 9 時 00 分～午後 17 時 00 分 (8 時間)
延長保育	保育標準時間	夕 : 18 時～18 時 30 分 (30 分 300 円)
	保育短時間	朝 : 7 時～9 時 (1 時間 300 円) 夕 : 17 時～18 時 (1 時間 300 円)
開所時間	月～金曜日	午前 7 時 00 分～午後 18 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 00 分～午後 18 時 00 分
閉所日	日曜日・祝日 年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) 慰霊の日 災害及び感染症拡大防止等のため園長判断で休園する	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
徴収	3歳以上の主食費（減免対象園児）	月額 1000円（那覇市補助600円を含む）
	3歳以上の副食費+主食費	月額 6500円
実費徴収	個人の教材（クレヨン、画用紙等）	実費
	おたより帳（2冊目から）	300円
	園外保育の際の交通費など	実費
延長保育料	7:00～9:00	短時間保育延長 1時間 300円
	17:00～18:00	1時間 300円
	18:00～18:30	30分 300円（18:30以降超過料金： 19:00まで1000円）

(8) 提供する特定教育・保育の内容

<p>当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。</p> <p>(1) 特定教育・保育 （6）の時間において、保育を提供する。</p> <p>(2) 食事の提供</p> <p>(3) その他保育にかかる行事等</p>

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 親子ピクニック
5月	母の日製作 こいのぼり掲揚式
6月	慰霊の日 父の日製作 時の記念日製作 諸検査 内科・歯科健診
7月	プールあそび 七夕の会
8月	夏のあそび
9月	うんどう会
10月	秋のあそび
11月	消防総合訓練 内科・歯科健診
12月	クリスマス会 ムーチャー
1月	うれしいたのしいはっぴょう会
2月	個人又はクラス懇談会 節分
3月	ひなまつり 卒園式 進級オリエンテーション

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）・ 保護者から退園の申出があったとき・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(11) 嘱託医

医療機関の名称	曙クリニック
医院長名	玉井修
所在地	那覇市曙3-20-14
電話番号	863-585

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	たから歯科
医院長名	高良正勝（嘱託医：新城美由紀）
所在地	那覇市安里372-1
電話番号	554-6480

(13) 緊急時における対応方法

当園は、那覇新港から300m、海拔2mに所在する為、津波時の避難先が、11メートル以上で近くのビルディングにするよう那覇市との調整で、曙小学校屋上となっています。

登園時・自宅にいるときに災害が発生した場合

〈津波警報発令〉

★登園せず、ただちに安全な高台に避難してください

〈震度5，6の地震が発生した場合〉

★登園せず、自宅で待機して、安全を確認した上で、避難してください

登園・降園中に災害が発生した場合

〈津波警報発令〉

★近くの高い所に避難してください

〈震度5，6の地震が発生した場合〉

★余震に気をつけ、安全な場所に避難し、海岸の近くにいる人は、高台に避難してください

保育園にいる時に災害が発生した場合

★災害の状況によっては、各保護者のお迎えをおねがいします

★在園中に地震や津波が発生した場合は、職員の誘導で、曙小学校屋上に避難します。

★広域避難場所は、天久公園となっていますので、事態の変動次第で、天久公園に避難します。

臨時休園を行う場合

★警報が、発令されている場合は、休園とします

★解除後の登園については、ホームページまたは、電話でお知らせします

★児童の通園路の安全が確認できない場合は、登園させないでください

暴風雨時における保育の対応について（れんらくちょう参照）

1. 沖縄本島地方に暴風警報が発令されても、バスが運行している場合は、通常どおり児童を受け入れますが、状況判断して登園の可否は、保護者でご判断下さい。
2. 児童を受け入れた後に、雨風が強くなり、児童を保育することが危険と判断した場合は、保護者に連絡しますので、常に連絡が取れるようお願いいたします。速やかにお迎えに来て下さい。
3. 暴風時の児童の給食については、午前8時の時点で、バスが運行している場合は、給食は準備します。しかし、午前8時以降の場合は、弁当を持参させて下さい。
4. その他、緊急災害時の発生により、保育ができないときは、臨時処置をとることもあります。

当園の火災・地震避難訓練は、毎月10日です。土、日にあたるときは、10日前後に実施しています。火災避難する場所は、園庭となっています。津波の場合は、緊急避難に曙小学校屋上に致します。

広域避難場所は、天久公園に避難します。

日頃から、お仕事、用事が終わり次第、速やかに児童をお迎えくださいますようお願いいたします。

【管轄する消防署】

消防署名	安謝消防署
所在地	那覇市港町 1-13-12
電話番号	868-1793

【管轄する警察署】

警察署名	安謝交番
所在地	那覇市曙 2 - 1 - 1 1
電話番号	861-2718

(1 4) 非常災害対策

防火管理者	ウィンフィールドひろみ
消防計画届出年月日	平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日
避難訓練	毎月 1 0 日 (1 0 日が土、日にあたる際は、前後の日)
防災設備	消火器 6 本
避難場所	曙小学校 広域避難場所：天久公園
緊急時の連絡手段	0 8 0 - 3 9 5 6 - 4 7 2 3 又は、HPにて掲載

(1 5) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	ウィンフィールドひろみ	098-861-1931
相談・苦情解決責任者	大城進一	098-861-1931
第三者委員	浅野恵美子(心理カウンセラー)	南城市玉城中山 9 7 - 1 0 9 8 - 8 5 2 - 6 9 8 1
	山里 進 氏(元 PTA 連合会 会長)	那覇市首里汀良町 1 - 5 0 0 9 8 - 8 8 7 - 6 3 6 7
	安里昌男(元高等学校校長)	西原町与那城 3 1 7 - 1 0 9 8 - 9 4 6 - 2 6 1 0

【要望・苦情等への対応方法】

1. 要望等への適切な対応により、保護者及び地域の理解と満足感を高めることを目的とします。
2. 保護者個人の権利を擁護すると共に、保護者が保育サービスを適切に利用することができるよう支援する事を目的とします。
3. 納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努めることを目的とします。

解決の体制

1. 解決のための園内体制について

保育園に関する要望等を解決するため、グッピー保育園では理事長をその責任者とし、園長のウィンフィールドひろみを受付担当職員と決めました。保育園に関する要望等は担当職員へ、お申し出下さい。

- (1) 解決責任者 理事長 大城進一
- (2) 受付担当者 園長 ウィンフィールドひろみ

2. 投書箱

めじろぐみのお部屋に投書箱（のぞむくん、のぞみちゃんの声）と備え付けの紙がありますので、お気軽にご投書ください。児童のおたより帳は、成長の記録ともなりますので、園に対するご要望、ご意見などは、備え付けの用紙にご記入下さい。

3. 解決のための第三者委員について

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員として（15）の3名の方に依頼しました。第三者委員へ直接、要望等を申し出られるか、または保育園への申し出に際し立ち会いをお願いする等ができます。

4. 上記のとおり皆さんとのコミュニケーションを良くするための委員会です。問題解決は、園で円滑に実施していき、皆様との信頼関係をよくしていきたいので、解決の糸口が見いだせないSNS、ツイッター、インターネットなどに書き込まないで下さい。

5. 児童のお便り帳は、成長の記録です。児童が成長した時に読み返す思い出にもなりますので、苦情などは、記載しないようお願いいたします。ご意見、苦情などは、直接、園にお申し出くださいようお願いします。

(16) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保険内容
賠償責任保険	対人1名につき2億円 1事故につき5億円 対物 1事故につき 1千万円
傷害保険	死亡・後遺障害 173.5万円 入院日額 1,500円 通院日額 1,000円

(17) 個人情報の取り扱い

- ・当園が取り扱う児童及び保護者の方々の個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、別紙の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。
- ・児童及び保護者の写真につきましては、園だより及びホームページには、掲載いたしません。
- ・当園は、個人情報の取得にあたり、利用目的および利用方法をあらかじめ通知・公表し、利用目的にしたがって情報の収集・利用・提供を行います。
- ・当園では、法令に定められている場合や業務の委託先に提供する場合等のほか、本人ないしは保護者の方の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
- ・当園は、個人情報の紛失、漏洩、改ざんおよび不正なアクセス、コンピューター・ウィルス感染などのリスクに対して、必要な完全対策および予防措置などを講ずることにより、個人情報の適切な管理を行います。
- ・当園は、個人情報について本人および保護者の方から問い合わせ、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼があった場合には、適切に対応します。
- ・当園は、個人情報を適切に保護するために規程を策定し、職員に周知徹底を図るとともに、継続的に見直します。
- ・当園は、個人情報保護のための管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うと共に、職員に対して必要な研修を行います。

(18) その他

- ・ホームページがありますので、「グッピー保育園」でご検索下さい。
- ・その他の詳細は、園のしおりに記載されているので、ご参照ください。
- ・この重要事項にない事項については、理事長の決する事とします。